

第 1 4 7 4 号

# 甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所  
 甲府市丸の内一丁目18番1号  
 発行人 甲府市  
 毎月5日発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

## 目 次

### [ 条 例 ]

甲府市市税条例等の一部を改正する条例……………4  
 甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例……………9  
 甲府市子ども屋内運動遊び場条例の一部を改正する条例……………10  
 甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例……………12  
 甲府市武田氏館跡歴史館条例の一部を改正する条例……………14  
 甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………16

### [ 規 則 ]

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則……………17  
 甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則……………18  
 甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の一部を改正する規則……………21

### [ 規 程 ]

甲府市事案決定規程の一部を改正する規程……………22  
 [ 告 示 ]  
 令和3年度下半期の財政状況の公表……………23  
 甲府市各企業会計の令和3年度下半期の業務状況の公表……………24  
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………25  
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………26  
 入札告示（3件）……………28  
 犬又は猫等の収容告示……………38  
 国土調査実施公示……………39  
 都市計画変更案の縦覧公告（2件）……………40  
 介護保険料更正通知書公示送達……………42  
 入札告示（2件）……………43  
 令和4年度補正予算の公表……………48  
 開発行為に関する工事の完了公告（2件）……………49  
 入札告示……………51  
 公売公告兼見積価額公告（2件）……………54  
 平成30年甲府市告示第593号の一部を改正する告示……………56

地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	57	示送達	116
生活保護法等指定介護機関変更公示	58	介護保険料更正通知書公示送達	117
生活保護法等指定医療機関指定公示	59	介護保険被保険者証無効告示	118
開発行為に関する工事の完了公告	60	配当計算書・充当通知書公示送達	119
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	61	地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（2件）	120
開発行為に関する工事の完了公告	62	国民健康保険被保険者証無効告示	122
犬又は猫等の収容告示	63	指定障害福祉サービス事業者の指定公示（2件）	123
農業振興地域整備計画の変更公告	64	指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示	125
差押調書（謄本）公示送達	65		
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	66	[ 教育委員会 ]	
甲府市民生委員の定数を定める告示	67	プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	126
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	68	入札告示（2件）	128
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（5件）	70		
入札告示	75	[ 選挙管理委員会 ]	
令和4年度補正予算の公表	78	選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	134
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（3件）	79	選挙人名簿に登録した者の移替えを行わない期間を定める告示	135
開発行為に関する工事の完了公告	82	選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	136
入札告示（5件）	83	参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場設置告示	137
差押調書（謄本）公示送達（2件）	98	参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任の告示	138
指定居宅サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	100	参議院山梨県選出議員選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任告示	139
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	101	参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任告示	140
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（3件）	102	参議院議員通常選挙における投票所を定める告示	141
入札告示（2件）	105	参議院議員通常選挙における開票の日時及び場所を定める告示	142
甲府市国民健康保険条例に基づく保険料率等の告示	111	参議院山梨県選出議員選挙において公職選挙法第175条の規定に	
差押調書（謄本）公示送達	114		
犬又は猫等の収容告示	115		
国民健康保険料納入通知書兼更正通知書・納入通知書兼決定通知書公			

よるくじを行う日時及び場所を定める告示	143
参議院議員通常選挙における開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定める告示	144
参議院議員通常選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間を定める告示	145
参議院議員通常選挙における期日前投票所を定める告示	146
参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任告示	147
参議院議員通常選挙における甲府市中道公民館、山梨大学大村智記念学術館及び甲府市立甲府商業高等学校に設置する期日前投票所の開設時間及び閉設時間を定める告示	148
参議院議員通常選挙において時間を繰り上げて投票所を閉じる投票区の告示	149
参議院議員通常選挙における在外選挙人の期日前投票所を定める告示	150
指定在外選挙投票区の指定告示	151
[ 農業委員会 ]	
甲府市農業委員会 6 月定例総会招集公告	152
[ 上下水道局 ]	
入札告示（6 件）	153
指定給水装置工事事業者の指定告示（2 件）	172
入札告示（5 件）	174
[ 任免辞令 ]	
市長事務部局	189

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

---

# 条例

---

甲府市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第19号

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第1条 甲府市市税条例(昭和25年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第10条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第26条の2第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第26条の2第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第27条の8第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第29条の3第2項及び第3項中「附記」を「付記」に改める。

第29条の4の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第29条の5の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第34条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条第1項中「閲覧」の次に「（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加える。

第53条の2第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

附則第5条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

附則第19条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令

和3年」を「令和7年」に改める。

附則第21条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第26条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第26条の5第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第26条の6第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第26条の6第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第36条を削る。

（甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 甲府市市税条例の一部を改正する条例（令和3年6月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第29条の5第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中甲府市市税条例第29条の4の見出し及び同条第1項並びに第29条の5の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第19条の3の2第1項及び第26条第3項の改正規定並びに同条例附則第36条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中甲府市市税条例第26条の2第4項及び第6項、第27条の8第1項及び第2項、第29条の2第1項ただし書及び第2項並びに第29条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第21条第2項、第26条の5第4項並びに第26条の6第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中甲府市市税条例第10条の4第1項、第53条第1項及び第53条の2第1項の改正規定並びに次条並びに附則第4条第2項及び第3項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）

第10条の4第1項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第29条の4第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の甲府市市税条例（次項において「旧条例」という。）第29条の4第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の5第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において

「公的年金等」という。)について提出する新条例第29条の5第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の5第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の甲府市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第53条第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。
- 3 新条例第53条の2第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市条例第20号

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例（平成17年12月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号」に、「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第1号」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市子ども屋内運動遊び場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第21号

甲府市子ども屋内運動遊び場条例の一部を改正する条例

甲府市子ども屋内運動遊び場条例（令和2年9月条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条の2 屋内遊び場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第3条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

第4条第3項中「市長が特に必要があると認めるときは」を「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」に改める。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条第1項中「市長の」を「指定管理者に申請し、」に改め、同条第2項及び第3項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第8条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第9条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

第10条を次のように改める。

#### 第10条 削除

第11条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、別に定めるところにより、使用料」を「指定管理者は、市長が別に定めるところにより、利用料金」に改める。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改める。

#### 別表第2中

「

1歳以上	1クールにつき	300円	を
	1日につき（一日利用券）	500円	

」

「

1歳以上	1クールにつき	300円	に
------	---------	------	---

」

改め、同表備考を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の許可その他の処分は、この条例の施行の日以後においては、指定管理者の行った利用の許可その他の処分とみなす。

甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第22号

甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例  
(甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部改正)

第1条 甲府市すこやか子育て医療費助成金支給条例(昭和47年10月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小児」を「子ども」に改める。

第2条第1号中「小児」を「子ども」に、「15歳」を「18歳」に改め、同条第2号中「小児」を「子ども」に改める。

第3条第1項、第5条第1項、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項中「小児」を「子ども」に改める。

(甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例の一部改正)

第2条 甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例(昭和50年12月条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「15歳」を「18歳」に改める。

(甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部改正)

第3条 甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例(昭和52年9月条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1号及び第7条第3項中「15歳」を「18歳」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 第1条から第3条までの規定による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後において受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日の前日まで

に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

甲府市武田氏館跡歴史館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第23号

甲府市武田氏館跡歴史館条例の一部を改正する条例

甲府市武田氏館跡歴史館条例（平成30年9月条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（事業）

第4条 歴史館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国史跡武田氏館跡に係る資料の収集、保存、展示等に関すること。
- (2) 国史跡武田氏館跡に係るガイダンスの実施及び学習の援助に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史館の設置目的を達成するために必要な事業（指定管理者による管理）

第5条 歴史館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の業務）

第5条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

第6条第4項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「認めるときは」の次に「、教育委員会の承認を得て」を加える。

第7条中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第8条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「観覧料」を「利用料金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

第9条の見出し中「観覧料」を「利用料金」に改め、同条中「教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、観覧料」を「指定管理者は、教育委員会が別に定めるところにより、利用料金」に改める。

第10条の見出し中「観覧料」を「利用料金」に改め、同条中「観覧料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会の行った観覧の許可その他の処分は、この条例の施行の日以後においては、指定管理者の行った利用の許可その他の処分とみなす。

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市条例第24号

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成30年9月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を」を「3年を」に、「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

---

# 規則

---

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市規則第23号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則（令和2年9月規則第51号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第24号

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第1号様式の3中「（男・女）」を削る。

第1号様式の5中

「

—	性別	男 女
---	----	-----

を

「

—
---

に

改める。

第1号様式の13中

「

年	月	日	性別	
---	---	---	----	--

を

「

年	月	日
---	---	---

に

改める。

第1号様式の15中

「

	性別	
--	----	--

を

「  
年 月 日  
」に  
」

改める。

第4号様式中 「 氏名／性別／年齢 」 を 「 氏名／年齢 」 に、  
」

「 男性／女性 歳 」 を 「 歳 」 に改める。  
」

第4号様式の2中

「  
所得額 均等額  
賦課総所得額（円） 所得割額（円） 人員 均等割額（円）  
」を  
」

「  
所得割額（円） 均等割額（円）  
賦課総所得 所得割 人員 均等割  
」に、  
」

「  
減額  
割合 軽減額（円）  
」を 「  
軽減額（円）  
割合 軽減  
」に、  
」

「  
※国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより単身世帯にな  
る方がいる場合、介護分を除く平等割額が5年間は2分の1となり、その を  
後の3年間は4分の3となります。  
」

「  
※国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより単身世帯にな

る方がいる場合、介護分を除く平等割額が5年間は2分の1となり、その後の3年間は4分の3となります。に

※賦課対象年度が令和4年度以降の場合、未就学児の均等割が2分の1となります。

」

改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第25号

甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の一部を改正する規則

甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成19年3月規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「上村昇副市長」を「奥原崇副市長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

---

# 規程

---

甲府市規程第2号

甲府市事案決定規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年6月7日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市事案決定規程（昭和48年4月規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3財務に関する事項、(3)支出負担行為に関する事項（予算科目別）の表中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項から第18項までを1項ずつ繰り上げ、同表第19項中「医療費及び介護保険に係る保険給付費」を「医療費、介護保険に係る保険給付費及び妊産婦乳幼児等健康診査に係る健康診査費」に改め、同項を同表第18項とし、同表中第20項を第19項とし、第21項から第28項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

# 告示

---

甲府市告示第317号

地方自治法第243条の3第1項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計、甲府市浄化槽事業特別会計及び甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の令和3年度下半期の財政状況を別紙のとおり公表する。

令和4年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第318号

地方公営企業法第40条の2及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計及び甲府市簡易水道等事業会計の令和3年度下半期の業務の状況を別紙のとおり公表する。

令和4年6月1日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第319号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和4年6月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間  
告示の日から2週間

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和4年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

キャッシュレス決済を活用した消費喚起事業業務委託

2 業務概要

甲府市キャッシュレス決済を活用した消費喚起事業は、甲府市内においてバーコード等を利用したキャッシュレス決済（以下「キャッシュレス決済」という。）を行った消費者に対し、決済金額の一部をポイント還元するキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ市内の消費喚起を目的とする。

3 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和5年3月31日（金）までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 甲府市内において、キャッシュレス決済が提供可能であり、新規導入事業所からの問い合わせに対応が可能であること。
- (2) 新規導入事業所へのキャッシュレス決済の提供開始が本キャンペーンまでに可能であること。
- (3) 税の滞納がない者であること。(所轄市区町村の法人住民税の未納がない者)
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 令和4年6月1日現在において、市内の対象事業所の決済実績等について1000店舗以上の導入実績があること。(対象事業所とは、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業及びタクシー業等とする。また、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)における中小企業・小規模企業等とし、大手チェーン店を除く。)
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (7) 告示日以降に国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

5 手続等

- (1) 公募型プロポーザル実施要項、選考方法、仕様書、各種様式等を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市産業部商工振興室商工課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5695 (直通)

FAX 055-227-8065

電子メール syoukous@city.kofu.lg.jp

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第395号           |
| (2) 業務名称   | 橋梁長寿命化修繕計画更新業務委託       |
| (3) 履行期間   | 契約締結日の翌日から令和4年10月31日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                |
| (6) 予定価格   | 公表しない                  |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                   |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「建設コンサルタント（鋼構造及びコンクリート）」または「建設コンサルタント（道路）」に登録されている者であること。
- (3) 現場代理人及び主任技術者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。

ア 技術士の総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

イ 技術士の建設部門（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

ウ RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有する者。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。  
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和4年6月1日（水）～令和4年6月10日（金）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時00分～午後5時00分  
令和4年6月10日（金）については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
  - ア 期間 令和4年6月1日（水）～令和4年6月10日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和4年6月10日(金)については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和4年6月28日(火) 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契

約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 契約番号   | (業務委託) 第410号                         |
| (2) 業務名称   | 令和4年度広島市原爆死没者慰霊式並びに<br>平和祈念式参加事業業務委託 |
| (3) 履行期間   | 令和4年6月20日から令和4年8月6日まで                |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                               |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                               |
| (6) 予定価格   | 公表しない                                |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                                 |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社、市内営業所を有する者であること。
- (2) 旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定に基づく第一種旅行業務登録業者であること。
- (3) 過去に、国又は地方公共団体等が発注した類似業務の受託実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (9) 市税等の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和4年6月2日(木)～令和4年6月9日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時(締切日は午前12時まで)
- (2) 配付場所 甲府市市民部市民総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)  
電話055-237-5294
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和4年6月2日(木)～令和4年6月9日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時(締切日は午前12時まで)
- イ 場所 甲府市市民部市民総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)  
電話055-237-5294
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和4年6月20日(月) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 9-2会議室  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じく

- する契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
  - (4) 仕様説明会を行わない。
  - (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第406号               |
| (2) 業務名称   | 道路ストック（トンネル）長寿命化修繕計画更新業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日の翌日から令和4年9月30日まで      |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                    |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                    |
| (6) 予定価格   | 公表しない                      |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                       |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「建設コンサルタント（トンネル）」に登録されている者であること。
- (3) 現場代理人及び主任技術者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。
  - ア 技術士の総合技術監理部門（トンネル）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
  - イ 技術士の建設部門（トンネル）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
  - ウ RCCM（トンネル）の資格を有する者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和4年6月2日（木）～令和4年6月13日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和4年6月13日（月）については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

### (4) 申請書等の受付期間及び場所

- ア 期間 令和4年6月2日（木）～令和4年6月13日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和4年6月13日（月）については、午後3時00分まで

- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797

### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年6月29日（水） 午後2時00分

- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第324号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和4年6月8日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にする事。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和4年6月3日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市相生地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：黒
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課  
電話055-237-2550

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、令和4年度地籍調査を実施するので、次のとおり公示する。

令和4年6月6日

甲府市長 樋口雄一

- 1 事業計画が定められた年月日  
令和4年6月2日
- 2 調査を実施する者の名称  
山梨県甲府市
- 3 調査地域
  - (1) 新規地域  
平瀬町及び下帯那町の各一部
  - (2) 継続地域  
平瀬町の一部
- 4 調査期間  
令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

令和4年6月7日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| 1 | 都市計画の種類         | 甲府都市計画防火地域及び準防火地域の変更  |
| 2 | 都市計画の変更に係る土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分   |
| 3 | 縦覧場所            | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課<br>甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市役所本庁舎7階                               |
| 4 | 縦覧期間            | 令和4年6月7日から<br>令和4年6月20日まで<br>ただし縦覧場所の開所時間は、土・日曜日を除く<br>午前8時30分から午後5時15分までとする。 |
| 5 | 意見書の提出先         | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課   |
| 6 | 意見書の提出方法        | 直接持参又は郵送  |
| 7 | 意見書の提出期限        | 令和4年6月20日 午後5時15分   |
| 8 | 都市計画案の概要        | 案の概要については省略し、甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課において縦覧に供する。                                   |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

令和4年6月7日

甲府市長 樋口 雄一

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1 都市計画の種類         | 甲府都市計画用途地域の変更   |
| 2 都市計画の変更に係る土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分   |
| 3 縦覧場所            | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課<br>甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市役所本庁舎7階                               |
| 4 縦覧期間            | 令和4年6月7日から<br>令和4年6月20日まで<br>ただし縦覧場所の開所時間は、土・日曜日を除く<br>午前8時30分から午後5時15分までとする。 |
| 5 意見書の提出先         | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課   |
| 6 意見書の提出方法        | 直接持参又は郵送  |
| 7 意見書の提出期限        | 令和4年6月20日 午後5時15分   |
| 8 都市計画案の概要        | 案の概要については省略し、甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課において縦覧に供する。                                   |

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年6月7日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                    |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名       | 甲府市介護保険料更正通知書      |
| 2 | 発送日       | 令和4年5月20日          |
| 3 | 項目        | 令和4年度介護保険料更正通知書    |
| 4 | 送達を受けるべき者 | (省略)<br>(省略)       |
| 5 | 保管場所      | 甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月7日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 49号		
工事名	市場青果棟事務所空調設備取替工事		
工事場所	甲府市国母六丁目5番1号		
工事概要	1	工事内容	青果棟事務所に設置してあるガスエンジン式空調機7台（室内機共）を取替える。 1. GHP-3空調機取替 1式 2. GHP-5空調機取替 1式 3. GHP-6空調機取替 1式 4. GHP-7空調機取替 1式 5. GHP-8空調機取替 1式 6. GHP-13空調機取替 1式 7. GHP-15空調機取替 1式
	2	工期	令和5年1月10日まで
	3	予定価格 (税込み)	21,582,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、1,000万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績)

			は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年6月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月7日
	4	申請書受付締切日	令和4年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和4年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年6月23日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和4年6月7日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和4年6月23日
	10	入札及び開札日時	令和4年7月1日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和4年6月28日 午後5時まで
	2	回答	令和4年6月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月7日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 57号		
工事名	大国小学校校舎トイレリニューアルI期（機械設備）工事		
工事場所	甲府市後屋町150番地		
工事概要	1	工事内容	大国小学校校舎鉄筋コンクリート造4階建て 1-2 1. 2. 3. 4階トイレリニューアル 工事 給排水・衛生設備工事 1式
	2	工期	令和4年9月16日まで
	3	予定価格 (税込み)	24,354,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、 1,200万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年6月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月7日

	4	申請書受付締切日	令和4年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年6月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年6月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年6月23日
	10	入札及び開札日時	令和4年7月1日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年6月28日 午後5時まで
	2	回答	令和4年6月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第331号

地方自治法第219条第2項の規定により、令和4年6月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和4年6月7日

甲府市長 樋口 雄一

令和4年度甲府市一般会計補正予算（第2号）

令和4年6月7日 原案可決

甲府市告示第332号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年6月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市川田町字亀田119番6及び119番8  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市和戸町996番地4  
ルクソールⅡ301  
後 藤 政 幸  
後 藤 紗理奈

甲府市告示第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年6月9日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市中町字上ヶ待274番1から274番5まで  
以上5筆及び道
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市小瀬町8番地  
株式会社とちの木  
代表取締役 小 関 敏 和

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月9日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 入札番号       | 第668号        |
| (2) 物件名        | 浮遊粒子状物質自動測定機 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による     |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による     |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による     |
| (6) 予定価格       | 公表しない        |
| (7) 最低制限価格     | 設けない         |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 山梨県内に本店または営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。
- (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和4年6月9日（木）～令和4年6月21日（火）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎 6階 行政経営部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目 18番 1号  
電話 055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
  - ア 期間 令和4年6月9日（木）～令和4年6月21日（火）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
  - イ 場所 甲府市役所本庁舎 6階 行政経営部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目 18番 1号  
電話 055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年7月4日（月） 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎 6階 入札室 1  
甲府市丸の内一丁目 18番 1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。

- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

国税徴収法第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告する。

令和4年6月10日

甲府市長 樋口 雄一

公 売 財 産		
公 売 保 証 金	別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり	
見 積 価 額		
公 売 方 法	入 札	
公 売 日 時	公売参加申込期間	令和4年6月10日（金）午後1時00分から 令和4年6月28日（火）午後11時00分まで
	入札	令和4年7月5日（火）午後1時00分から 令和4年7月12日（火）午後1時00分まで
公 売 場 所	K S I 官公庁オークションが提供するインターネット公売システム上 ( <a href="https://kankocho.jp/">https://kankocho.jp/</a> )	
売却決定の日時	令和4年7月19日（火）午前10時00分	
売却決定の場所	甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所滞納整理課	
買受代金納期限	令和4年7月19日（火）午後2時30分	
買受人についての資格その他の要件	次の者は、公売財産を買受けることができません。 1 この公売公告に違反した者 2 国税徴収法第92条の規定に該当する者 3 国税徴収法第108条第1項又は第5項の規定に該当する者	
そ の 他	別紙「その他の事項」のとおり	
配当を受ける者の権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権または留置権等を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を市長あてに申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、甲府市役所滞納整理課に用意してあります。	

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告する。また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告する。

令和4年6月10日

甲府市長 樋口 雄一

公 売 財 産		
公 売 保 証 金	別紙「公売財産明細書」のとおり	
見 積 価 額		
公 売 方 法	せり売り	
公 売 日 時	公 売 参 加 申 込 期 間	令和4年6月10日（金） 午後1時00分から 令和4年6月28日（火） 午後11時00分まで
	入 札 期 間	令和4年7月5日（火） 午後1時00分から 令和4年7月7日（木） 午後11時00分まで
公 売 場 所	K S I 官公庁オークションが提供するインターネット公売システム上（ <a href="https://kankocho.jp/">https://kankocho.jp/</a> ）	
売却決定の日時	令和4年7月8日（金） 午前10時00分	
売却決定の場所	甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所滞納整理課	
買受代金納期限	令和4年7月15日（金） 午後2時30分	
買受人についての資格その他の要件	国税徴収法第92条の規定に該当する者、及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、買受人になることができません。	
そ の 他	別紙「公売公告兼見積価額公告のその他の記載事項」のとおり	
配当を受ける者の権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を甲府市長に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、甲府市役所滞納整理課に用意してあります。	

甲府市告示第337号

平成30年11月27日甲府市告示第593号の一部を次のように改正する。

令和4年6月10日

甲府市長 樋口 雄一

告示中「住宅使用料」の次に「、学校給食費」を加える。

附 則

この告示は、令和4年6月10日から施行する。

甲府市告示第338号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月10日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 和田平自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	中 村 正 博	平 出 幸 彦
代表者 住 所	甲府市城東三丁目5番20号	甲府市城東三丁目10番13号

3 変更年月日 令和4年3月30日

甲府市告示第339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び第54条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定介護機関変更届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和4年6月14日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定介護機関変更届書
- 2 事業所番号、事業所の名称、事業所の所在地、開設者、代表者、管理者、変更事項、変更年月日

別紙のとおり

甲府市告示第340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和4年6月14日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年6月14日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市川田町字正里784番3から784番15まで、801番1、  
801番3から801番7まで、802番1及び802番3から  
802番26まで  
以上44筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、広場、消防施設、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市向町290番地3  
株式会社リ・スタイル  
代表取締役 中込 哲太郎

甲府市告示第342号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月15日

甲府市長 樋口雄一

1 名称 中村町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	丸 茂 譲	小 松 道 弘
代表者 住 所	甲府市中村町9番29号	甲府市中村町9番7号

3 変更年月日 令和4年4月9日

甲府市告示第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年6月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市七沢町字横田140番3、140番9、141番2及び141番20  
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
静岡県静岡市駿河区広野六丁目15番19-102号  
小林 真

甲府市告示第344号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和4年6月21日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和4年6月15日

甲府市長 樋口雄一

- 1 収容場所：甲府市徳行1丁目地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：キジ白
- 6 その他の特徴：首輪なし
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課  
電話055-237-2550

甲府市告示第345号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和4年6月16日

甲府市長 樋口雄一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第346号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年6月16日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                    |           |
|---|-----------|--------------------|-----------|
| 1 | 書類名       | 差押調書（謄本）           | 企発第20805号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）               |           |
| 3 | 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課 |           |

甲府市告示第347号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 貢川一丁目自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	戸 島 義 人	込 山 武 人
代表者 住 所	甲府市貢川一丁目10番28号	甲府市貢川一丁目10番28号

3 変更年月日 令和4年4月1日

甲府市民生委員定数条例（平成30年条例第31号）第2条の規定に基づき、民生委員の定数を次のとおり定める。

令和4年6月17日

甲府市長 樋口雄一

- 1 民生委員の定数  
455名
- 2 施行日  
令和4年12月1日

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和4年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

令和4年度甲府ジュエリーツーリズム企画運営業務

2 業務概要

本市は、古来、水晶産地であったことがきっかけで、宝石の研磨、貴金属加工、水晶美術彫刻の技術が発達し、宝飾品を作り続けてきた。2017年の経済センサスにおける、山梨県の貴金属製装身具の製品出荷量は全国の約1/3であり、そのほとんどの事業者が甲府市内にある、まさにジュエリー産業に支えられているまちである。

また、企画、デザイン、原料の調達、研磨、彫刻、貴金属加工、そして国内外への流通などジュエリーを完成させる全ての業務が揃う、世界的にも珍しい集積産地である。

しかしながら、ジュエリー産地としての地域ブランドの知名度は低いことからその魅力を市内はもとより全国に発信するため、市内のジュエリー工房等にて、見学や研磨体験等を行うツーリズムを実施する。

ツーリズムを通じ、効果的に本市の魅力をPRすることで、「宝石のまち甲府」の知名度向上と、地場産品の販路拡大や交流人口の増加を図り、地域経済の活性化に資することを目的として実施する。

3 開催日及び履行期間

開催日は令和4年11月12日（土）、13日（日）とする。

履行期間は、契約締結日から令和5年1月31日（火）までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 甲府市内に本店、支店または主たる事業所があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定いずれにも該当していないこと。
- (3) 本市による指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。  
また法人においてはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律

第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 市税の滞納がない者であること。

#### 5 手続等

- (1) 令和4年度甲府ジュエリーツーリズム企画運営業務公募型プロポーザル実施要項(以下「公募型プロポーザル実施要項」という。)、令和4年度甲府ジュエリーツーリズム企画運営業務仕様書及び令和4年度甲府ジュエリーツーリズム企画運営業務公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

#### 6 連絡先

甲府市産業部商工振興室商工課

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL: 055-237-5694 (直通)

FAX: 055-227-8065

電子メール: syoukous@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第350号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 西下条自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	三神源治	伊藤宏
代表者 住所	甲府市西下条町753番地	甲府市大津町148番地1

3 変更年月日 令和4年3月19日

甲府市告示第351号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 上阿原町新田自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	廣 瀬 晃	小 野 正 文
代表者 住 所	甲府市上阿原町663番地6	甲府市上阿原町860番地

3 変更年月日 令和4年3月27日

甲府市告示第352号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月20日

甲府市長 樋口雄一

- 1 名称 下帯那町自治会  
2 変更事項  
代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	田 野 口 喜 雄	竹 川 正 一
代表者 住 所	甲府市下帯那町2029番地	甲府市下帯那町1832番地1

- 3 変更年月日 令和4年4月24日

甲府市告示第353号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 善光寺北原自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	清 水 勝 也	矢 崎 正 勝
代表者 住 所	甲府市善光寺町3280番地	甲府市善光寺町2846番地

3 変更年月日 令和4年4月23日

甲府市告示第354号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 塩部第三自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	渡 邊 仁	菊 地 昭
代表者 住 所	甲府市大和町3番18号	甲府市塩部三丁目15番3号

3 変更年月日 令和4年3月26日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第460号          |
| (2) 業務名称   | 甲府市都市計画基礎調査業務委託       |
| (3) 履行期間   | 契約締結日の翌日から令和5年2月28日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による               |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による               |
| (6) 予定価格   | 公表しない                 |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                  |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に入札参加資格の認定を受けている本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 過去10年以内に、地方公共団体等が行う都市計画基礎調査業務を受託し、本委託業務と同様の業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和4年6月20日(月)～令和4年6月29日(水)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分  
令和4年6月29日(水)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所  
ア 期間 令和4年6月20日(月)～令和4年6月29日(水)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分  
令和4年6月29日(水)については、午後3時00分まで  
イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年7月14日(木) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第356号

地方自治法第219条第2項の規定により、令和4年6月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和4年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和4年度甲府市一般会計補正予算（第3号）
- 2 令和4年度甲府市一般会計補正予算（第4号）

令和4年6月20日 原案可決

甲府市告示第357号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 東一条南部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	伊 東 武 彦	秋 山 透
代表者 住 所	甲府市湯田二丁目14番5号	甲府市湯田二丁目14番14号

3 変更年月日 令和4年4月17日

甲府市告示第358号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 千塚橋場自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	佐藤和幸	三井一彦
代表者 住所	甲府市音羽町2番4号	甲府市音羽町2番18号

3 変更年月日 令和4年4月17日

甲府市告示第359号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 古府中本町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	内 田 孔 介	武 川 茂
代表者 住 所	甲府市天神町10番4号	甲府市天神町10番14号

3 変更年月日 令和4年4月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市上町字年代554番1及び554番5から554番9まで  
以上6筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市上小河原町1050番地  
有限会社スミ新建材  
代表取締役 伊藤 正敏

甲府市告示第361号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和4年6月22日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 58号		
工事名	水路改良工事 (R4-1) (余フ)		
工事場所	甲府市小曲町地内		
工事概要	1	工事内容	L型水路工 L = 71m U型水路工 L = 54m 排水柵工 N = 3基 仮設工 1式
	2	工期	令和5年3月17日まで
	3	適用される余裕期間制度の方式の別及び工事開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和4年8月1日から令和4年9月30日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 (税込み)	40,711,000円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB

	3	同種工事施工実績	水路改良工事等。 ただし、1件の工事請負額が、2,000万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年6月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年7月1日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年7月1日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年7月7日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年7月8日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年6月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年7月8日
	10	入札日時	令和4年7月19日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表日	令和4年7月22日
	12	開札日時	令和4年7月28日 午前9時20分
	13	落札者決定日	令和4年7月29日

提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年7月13日 午後5時まで
	2	回答	令和4年7月14日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和4年7月26日まで
	2	回答	令和4年7月27日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和4年7月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第362号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和4年6月22日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(電気) 63号		
工事名	緑が丘スポーツ公園テニスコートA附帯電気設備工事		
工事場所	甲府市緑が丘二丁目8番1号		
工事概要	1	工事内容	電気設備工事 1式
	2	工期	令和5年3月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	49,500,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	非適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、 2,400万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工 事実績は求めません。)
総合評価に	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型

関する事項	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年6月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年7月1日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年7月1日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年7月7日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年7月8日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年6月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年7月8日
	10	入札日時	令和4年7月19日 午前9時40分
	11	価格以外の評価点公表日	令和4年7月22日
	12	開札日時	令和4年7月28日 午前9時40分
	13	落札者決定日	令和4年7月29日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年7月13日 午後5時まで
	2	回答	令和4年7月14日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和4年7月26日まで
	2	回答	令和4年7月27日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和4年7月27日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和4年6月22日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(電気) 64号		
工事名	緑が丘スポーツ公園屋外トイレ他建設（電気設備）工事		
工事場所	甲府市緑が丘二丁目8番1号		
工事概要	1	工事内容	電気設備工事 1式 ・ 構内配電線路 1式 ・ 屋外トイレ電気設備 1式
	2	工期	令和5年3月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	45,232,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	非適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、2,200万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型

関する事項	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年6月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年7月1日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年7月1日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年7月7日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年7月8日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年6月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年7月8日
	10	入札日時	令和4年7月19日 午前9時50分
	11	価格以外の評価点公表日	令和4年7月22日
	12	開札日時	令和4年7月28日 午前9時50分
	13	落札者決定日	令和4年7月29日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年7月13日 午後5時まで
	2	回答	令和4年7月14日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和4年7月26日まで
	2	回答	令和4年7月27日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和4年7月27日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月22日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 66号		
工事名	舗装修繕工事 (R4-1)		
工事場所	甲府市大里町地内外		
工事概要	1	工事内容	〔1号箇所〕 施工延長 L = 520.0 m 表層工 A = 2940 m <sup>2</sup> 区画線工 一式 付帯工 一式 〔2号箇所〕 施工延長 L = 104.6 m 表層工 A = 185 m <sup>2</sup> 付帯工 一式
	2	工期	令和4年11月11日まで
	3	予定価格 (税込み)	19,899,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 900万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載

			(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年6月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年7月1日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年7月1日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年7月7日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年7月8日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年6月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年7月8日
	10	入札及び開札日時	令和4年7月19日 午前10時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年7月13日 午後5時まで
	2	回答	令和4年7月14日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる。

問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月22日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 67号		
工事名	舗装修繕工事 (R4-2)		
工事場所	甲府市上曾根町地内外		
工事概要	1	工事内容	〔1号箇所〕 施工延長 L = 331.0 m 表層工 A = 2060 m <sup>2</sup> 区画線工 一式 〔2号箇所〕 施工延長 L = 140.0 m 表層工 A = 866 m <sup>2</sup> 付帯工 一式
	2	工期	令和4年10月20日まで
	3	予定価格 (税込み)	17,974,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 800万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上の 場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績)

			は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年6月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年7月1日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年7月1日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年7月7日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年7月8日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年6月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年7月8日
	10	入札及び開札日時	令和4年7月19日 午前10時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年7月13日 午後5時まで
	2	回答	令和4年7月14日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市告示第366号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                    |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名       | 差押調書（謄本）福発第1617号   |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）               |
| 3 | 保管場所      | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第367号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名       | 差押調書（謄本）福発第1361号   |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略）               |
| 3 保管場所      | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第7第2項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和4年6月24日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105373                                  |
| 2 | 事業所の名称    | 訪問介護事業所 コスモ山城                               |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市上今井町571番地4                               |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 社会福祉法人 いきいき倶楽部<br>理事長 代 長 一 雄               |
| 5 | サービスの種類   | 訪問介護<br>介護予防・日常生活支援総合事業<br>(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日     | 令和4年7月31日                                   |

甲府市告示第369号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和4年6月24日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1971700800
2	事業所の名称	デイサービスおれんじ
3	事業所の所在地	甲斐市富竹新田92番地6
4	当該事業所の申請者	合同会社 おれんじ 代表社員 小林 まち子
5	サービスの種類	介護予防通所介護相当サービス
6	廃止年月日	令和4年3月31日

甲府市告示第370号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 下小河原自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	知見寺 さゆり	堀 井 敏 明
代表者 住 所	甲府市住吉五丁目3番5号	甲府市住吉五丁目23番6号

3 変更年月日 令和4年4月1日

甲府市告示第371号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 高畑一丁目飯豊自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	幡野 欽哉	荻原 真人
代表者 住所	甲府市高畑一丁目10番4号	甲府市高畑一丁目6番14号

3 変更年月日 令和4年4月17日

甲府市告示第372号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 池添第三自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	土 屋 久	寺 田 正 寛
代表者 住 所	甲府市城東四丁目13番28号	甲府市城東四丁目13番3号

3 変更年月日 令和4年2月26日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第514号             |
| (2) 業務名称   | 地籍調査に伴う調査・測量業務委託（帯那第一地区） |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和5年3月31日まで       |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                  |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                  |
| (6) 予定価格   | 公表しない                    |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                     |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に認定を受けている本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「測量」で登録されている者であること。
- (3) 過去10年以内に、国又は地方公共団体等が行う地籍調査業務を受託し、本委託業務と同様の現地調査（一筆地調査を含む）及び測量業務等を履行した実績を有する者であること。なお、本市の地籍調査業務において下請けの実績を有する者も同様とみなす。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立があること。

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和4年6月24日（金）～令和4年7月4日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和4年7月4日（月）については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和4年6月24日（金）～令和4年7月4日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和4年7月4日（月）については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和4年7月21日（木） 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第515号             |
| (2) 業務名称   | 地籍調査に伴う調査・測量業務委託（平瀬第三地区） |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和5年3月31日まで       |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                  |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                  |
| (6) 予定価格   | 公表しない                    |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                     |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に認定を受けている本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「測量」で登録されている者であること。
- (3) 過去10年以内に、国又は地方公共団体等が行う地籍調査業務を受託し、本委託業務と同様の現地調査（一筆地調査を含む）及び測量業務等を履行した実績を有する者であること。なお、本市の地籍調査業務において下請けの実績を有する者も同様とみなす。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がある者でないこと。

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和4年6月24日（金）～令和4年7月4日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和4年7月4日（月）については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和4年6月24日（金）～令和4年7月4日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和4年7月4日（月）については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5797

### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和4年7月21日（木） 午前11時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第375号

令和4年度の甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号。以下「条例」という。）第14条第1項に規定する一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率、第13条の2第1項に規定する基礎賦課額から減額する額、第13条の4第1項に規定する未就学児に係る基礎賦課額の均等割額及び第13条の4第4項に規定する未就学児に係る基礎賦課額の均等割額並びに第14条の5の5第1項に規定する一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率、第13条の2第4項において準用する同条第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額から減額する額、第13条の4第3項において準用する同条第1項に規定する未就学児に係る後期高齢者支援金等賦課額の均等割額及び第13条の4第6項において準用する同条第4項に規定する未就学児に係る後期高齢者支援金等賦課額の均等割額並びに第14条の9第1項に規定する介護納付金賦課額の保険料率及び第13条の2第5項において準用する同条第1項に規定する介護納付金賦課額から減額する額を、第14条第3項（第13条の2第3項、第13条の4第2項及び第13条の4第5項において準用する場合を含む。）、第14条の5の5第3項（第13条の2第4項、第13条の4第3項及び第13条の4第6項において準用する場合を含む。）及び第14条の9第3項（第13条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年6月24日

甲府市長 樋口 雄一

1	条例第14条第1項第1号の所得割	100分の8.49
2	条例第14条第1項第2号の被保険者均等割	27,300円
3	条例第14条第1項第3号の世帯別平等割	
	（1） 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	25,500円
	（2） 特定世帯	12,750円
	（3） 特定継続世帯	19,120円
4	条例第13条の2第1項第1号アに規定する額	19,110円
5	条例第13条の2第1項第1号イに規定する額	
	（1） 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	17,850円
	（2） 特定世帯	8,925円
	（3） 特定継続世帯	13,384円
6	条例第13条の2第1項第2号アに規定する額	13,650円
7	条例第13条の2第1項第2号イに規定する額	
	（1） 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	12,750円
	（2） 特定世帯	6,375円
	（3） 特定継続世帯	9,560円
8	条例第13条の2第1項第3号アに規定する額	5,460円

9	条例第13条の2第1項第3号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	5, 100円
	(2) 特定世帯	2, 550円
	(3) 特定継続世帯	3, 824円
10	条例第13条の4第1項に定める均等割額	13, 650円
11	条例第13条の4第4項に定める均等割額	
	(1) 条例第13条の2第1項第1号アに規定する場合に応じた額	4, 095円
	(2) 条例第13条の2第1項第2号アに規定する場合に応じた額	6, 825円
	(3) 条例第13条の2第1項第3号アに規定する場合に応じた額	10, 920円
12	条例第14条の5の5第1項第1号の所得割	100分の2.34
13	条例第14条の5の5第1項第2号の被保険者均等割	9, 600円
14	条例第14条の5の5第1項第3号の世帯別平等割	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	6, 700円
	(2) 特定世帯	3, 350円
	(3) 特定継続世帯	5, 020円
15	条例第13条の2第4項において準用する同条第1項第1号アに規定する額	6, 720円
16	条例第13条の2第4項において準用する同条第1項第1号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	4, 690円
	(2) 特定世帯	2, 345円
	(3) 特定継続世帯	3, 514円
17	条例第13条の2第4項において準用する同条第1項第2号アに規定する額	4, 800円
18	条例第13条の2第4項において準用する同条第1項第2号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	3, 350円
	(2) 特定世帯	1, 675円
	(3) 特定継続世帯	2, 510円
19	条例第13条の2第4項において準用する同条第1項第3号アに規定する額	1, 920円
20	条例第13条の2第4項において準用する同条第1項第3号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	1, 340円
	(2) 特定世帯	670円
	(3) 特定継続世帯	1, 004円
21	条例第13条の4第3項に定める均等割額	4, 800円
22	条例第13条の4第6項に定める均等割額	
	(1) 条例第13条の2第1項第1号アに規定する場合に応じた額	1, 440円
	(2) 条例第13条の2第1項第2号アに規定する場合に応じた額	

		2, 400円
(3)	条例第13条の2第1項第3号アに規定する場合に応じた額	
		3, 840円
23	条例第14条の9第1項第1号の所得割	100分の2.18
24	条例第14条の9第1項第2号の被保険者均等割	9, 800円
25	条例第14条の9第1項第3号の世帯別平等割	6, 000円
26	条例第13条の2第5項において準用する同条第1項第1号アに規定する額	6, 860円
27	条例第13条の2第5項において準用する同条第1項第1号イに規定する額	4, 200円
28	条例第13条の2第5項において準用する同条第1項第2号アに規定する額	4, 900円
29	条例第13条の2第5項において準用する同条第1項第2号イに規定する額	3, 000円
30	条例第13条の2第5項において準用する同条第1項第3号アに規定する額	1, 960円
31	条例第13条の2第5項において準用する同条第1項第3号イに規定する額	1, 200円

甲府市告示第376号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年6月27日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                    |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名       | 差押調書（謄本）福発第1692号   |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）               |
| 3 | 保管場所      | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第377号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和4年7月1日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和4年6月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市徳行一丁目地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：不明
- 5 毛の色：キジ白
- 6 その他の特徴：首輪なし
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課  
電話055-237-2550

甲府市告示第378号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年6月28日

甲府市長 樋口雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名       | 令和4年度甲府市国民健康保険料納入通知書<br>（兼更正通知書）（令和3年度相当分）<br>令和4年度甲府市国民健康保険料納入通知書<br>（兼決定通知書）（令和3年度相当分） |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり   |
| 3 | 保管場所      | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課   |

甲府市告示第379号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                    |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名       | 甲府市介護保険料更正通知書      |
| 2 | 発送日       | 令和4年5月13日          |
| 3 | 項目        | 令和4年度介護保険料更正通知書    |
| 4 | 送達を受けるべき者 | (省略)               |
| 5 | 保管場所      | 甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課 |

甲府市告示第380号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和4年6月29日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第381号

次の市税徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                    |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 書類名       | 配当計算書 企発第21285号<br>充当通知書 企発第21286号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 学校法人 富士川幼稚園                        |
| 3 | 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課                 |

甲府市告示第382号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 東二条南部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	小 川 茂 明	加 藤 勝 造
代表者 住 所	甲府市湯田二丁目18番9号	甲府市湯田二丁目2番12号

3 変更年月日 令和4年4月24日

甲府市告示第383号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 上町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	橋 田 保 之	岡 政 吉
代表者 住 所	甲府市上町1478番地1	甲府市上町1461番地1

3 変更年月日 令和4年5月3日

甲府市告示第384号

次の国民健康保険被保険者証は、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和4年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号等 別紙のとおり

甲府市告示第385号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和4年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |         |              |
|---|---------|--------------|
| 1 | 事業者名    | 福悠株式会社       |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市里吉一丁目6番1号 |
| 3 | 事業所名    | 短期入所 はるか里吉1  |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市里吉一丁目6番1号 |
| 5 | 事業の種類   | 短期入所         |
| 6 | 主たる対象者  | 知的障害者・精神障害者  |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910103249   |
| 8 | 指定年月日   | 令和4年7月1日     |

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和4年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 事業者名    | 株式会社加羅                                 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市大里町4060番地1                          |
| 3 | 事業所名    | グループホームCOCOKARA                        |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市国母一丁目12番15号                         |
| 5 | 事業の種類   | 共同生活援助<br>短期入所                         |
| 6 | 主たる対象者  | 知的障害者・精神障害者                            |
| 7 | 指定事業所番号 | 1920103254（共同生活援助）<br>1910103264（短期入所） |
| 8 | 指定年月日   | 令和4年7月1日                               |

甲府市告示第387号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により公示する。

令和4年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 事業者名    | 一般社団法人 publichouse モモ                         |
| 2 | 事業者の所在地 | 山梨県南アルプス市沢登456番地                              |
| 3 | 事業所名    | 相談室 灯台  |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市美咲一丁目2番8号                                  |
| 5 | 事業の種類   | 指定特定相談支援、指定障害児相談支援                            |
| 6 | 主たる対象者  | 特定なし  |
| 7 | 指定事業所番号 | 1930103229（指定特定相談支援）<br>1970103238（指定障害児相談支援） |
| 8 | 指定年月日   | 令和4年7月1日                                      |

---

# 教育委員会

---

甲府市教育委員会告示第17号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の告示について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和4年6月21日

甲府市教育委員会  
教育長 數野保秋

1 業務名

甲府市立図書館電子書籍貸出システム調達・運用業務

2 事業の概要及び公募の目的

公共図書館として、より公共性と汎用性の高いサービスと読書バリアフリー法及び障害者差別解消法の趣旨を体现する具体的なツールをデジタル技術の活用により提供することが可能となることから、電子書籍の導入を行う。

本件は、電子書籍サービスの実施にあたり、事業の目的達成に向けて、最適な能力を発揮できる最適な受注者を選定するため、公募によるプロポーザルを行う。

3 業務内容

電子書籍貸出システム（以下「システム」という。）に係る業務は次のとおりとする。

- (1) システムの構築及び運用
- (2) システムの利用及び運用に係る支援
- (3) 地域資料等、独自資料のシステム登録及び支援
- (4) 発注者が選書に必要な電子書籍情報の提供。なお、システムで利用対象者に提供できる電子書籍に係るライセンスの取得については、別途行う。
- (5) その他本業務の目的達成に必要な業務

4 参加資格要件

(1) プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

ウ 公告の日から契約の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」

又は「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

エ 公告の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 円滑・迅速に業務を遂行できる体制を有し、公告の日以前5年間に、地方公共団体等の図書館施設において本件業務と同種並びに同規模以上の契約実績があること。

キ 租税を完納していること。

(2) 参加資格要件確認基準日

甲府市教育委員会が参加表明書を受理した日から、提案事業者と契約を締結する日までの間とする。

5 手続等

甲府市ホームページにて、甲府市立図書館電子書籍貸出システム調達・運用業務プロポーザル実施要領等を参照のうえ、適宜ダウンロードすること。

6 主催及び事務局

(1) 主 催 甲府市教育委員会

(2) 事務局 甲府市教育委員会教育部生涯学習室図書館

山梨県甲府市城東一丁目12番33号 甲府市立図書館

電話：055-235-1427

E-mail：kyotosho@city.kofu.lg.jp

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月27日

甲府市教育委員会  
教育長 數野保秋

1 入札対象業務

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第512号                 |
| (2) 業務名称   | 小学校消火設備・避難器具等点検及び防火対象物点検業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和5年3月31日まで           |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                       |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                       |
| (6) 予定価格   | 公表しない                        |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                         |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（防火対象物点検資格者並びに消防設備点検資格者又は消防設備士及び電気工事士又は電気主任技術者）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がないこと。

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和4年6月28日（火）～令和4年7月6日（水）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和4年6月28日（火）～令和4年7月6日（水）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

電話 055-223-7320

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和4年7月27日（水） 午前10時

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月27日

甲府市教育委員会  
教育長 數野保秋

1 入札対象業務

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第513号         |
| (2) 業務名称   | 中学校消火設備及び避難器具等点検業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から令和5年3月31日まで   |
| (4) 履行場所   | 仕様書による               |
| (5) 業務内容   | 仕様書による               |
| (6) 予定価格   | 公表しない                |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                 |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備点検資格者又は消防設備士及び電気工事士又は電気主任技術者）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和4年6月28日(火)～令和4年7月6日(水)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和4年6月28日(火)～令和4年7月6日(水)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階  
電話 055-223-7320
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和4年7月27日(水) 午前10時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

---

# 選挙管理委員会

---

甲府市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和4年6月1日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

1	1/50の数	3,098人
2	1/3の数	51,632人
3	1/6の数	25,816人
4	選挙人名簿登録者数	154,896人

甲府市選挙管理委員会告示第3号

参議院議員通常選挙の執行に伴い、公職選挙法施行令第17条の規定により、次の期間は選挙人名簿の移替えを行わない。

令和4年6月1日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

- 1 令和4年6月9日から令和4年7月10日まで

甲府市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和4年6月21日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

1	1/50の数	3,102人
2	1/3の数	51,696人
3	1/6の数	25,848人
4	選挙人名簿登録者数	155,088人

甲府市選挙管理委員会告示第5号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を、別紙のとおり設置した。

令和4年6月21日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第6号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。

令和4年6月22日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第7号

令和4年7月10日執行の参議院山梨県選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任する。

令和4年6月22日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

開票区名	開票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
甲府市	山梨県甲府市	志村 文武	山梨県甲府市	三井 和子

甲府市選挙管理委員会告示第8号

令和4年7月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任する。

令和4年6月22日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

開票区名	開票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
甲府市	山梨県甲府市	志村 文武	山梨県甲府市	三井 和子

甲府市選挙管理委員会告示第9号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、別紙のとおり設ける。

令和4年6月22日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第10号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の日時及び場所は、次のとおりである。

令和4年6月22日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

- 1 日 時 令和4年7月10日（日） 午後9時
- 2 場 所 甲府市青沼三丁目5番44号 甲府市総合市民会館

甲府市選挙管理委員会告示第11号

令和4年7月10日執行の参議院山梨県選出議員選挙において、公職選挙法第175条の規定による投票記載場所、期日前投票所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和4年6月22日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

- 1 日時 令和4年6月22日（水） 午後5時30分
- 2 場所 甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）



甲府市選挙管理委員会告示第13号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を扱う場所、期間及び時間を、別紙のとおり定める。

令和4年6月22日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第14号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和4年6月22日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

設置場所	住 所	期 間
甲府市役所本庁舎 4階大会議室	山梨県甲府市 丸の内一丁目18番1号	令和4年6月23日から 令和4年7月9日まで
甲府市総合市民会館 1階多目的室	山梨県甲府市 青沼三丁目5番44号	令和4年6月23日から 令和4年7月9日まで
甲府市北部市民センター 2階多目的集会室	山梨県甲府市 湯村三丁目5番20号	令和4年7月7日から 令和4年7月9日まで
甲府市西部市民センター 1階大ホール	山梨県甲府市 長松寺町12番30号	令和4年7月7日から 令和4年7月9日まで
甲府市中道公民館 会議室	山梨県甲府市 下曾根町1070番地3	令和4年7月7日から 令和4年7月9日まで
山梨大学 大村智記念学術館 2階大村記念ホール	山梨県甲府市 武田四丁目4番37号	令和4年6月28日
甲府市立甲府商業高等学校 商友館コミュニティホール	山梨県甲府市 上今井町300番地	令和4年6月30日

甲府市選挙管理委員会告示第15号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任する。

令和4年6月22日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第40条第1項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙において甲府市中道公民館、山梨大学大村智記念学術館及び甲府市立甲府商業高等学校に設置する期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のとおりとする。

令和4年6月22日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

施設の名 称	投票所を 開く時刻	投票所を 閉じる時刻	備 考
甲府市中道公民館 会議室	午前8時30分	午後5時	
山梨大学 大村智記念学術館2階 大村記念ホール	午前10時	午後5時	
甲府市立甲府商業高等学校 商友館コミュニティホール	午後12時	午後2時	

甲府市選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和4年6月22日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

投票区	施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第26投票区	北部悠遊館	午前7時	午後7時
第27投票区	能泉連絡所	午前7時	午後7時
第28投票区	宮本連絡所	午前7時	午後7時
第29投票区	上九一色出張所	午前7時	午後7時

甲府市選挙管理委員会告示第18号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される公職選挙法第48条の2第1項及び公職選挙法施行令第65条の13第3項の規定により在外選挙人が期日前投票を行うべき期日前投票所を、次のとおり定める。

令和4年6月22日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

- 1 投票を行う場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4階大会議室
- 2 投票用紙及び投票用封筒の交付場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4階大会議室

甲府市選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法第30条の3第2項の規定により、次のとおり指定在外選挙投票区を指定する。

令和4年6月22日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

- 1 第11投票区 甲府市総合市民会館

---

# 農業委員会

---

甲府市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会6月定例総会を、令和4年6月29日午後1時30分、甲府市役所6階大会議室において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和4年6月24日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

## 付議すべき事項

- 1 農地法に基づく許可申請について
- 2 令和4年7月告示分農用地利用集積計画の承認について
- 3 令和5年度山梨県農業行政施策に関する意見書について

# 上下水道局

甲府市上下水道局告示第 29 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 39 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 4 年 6 月 7 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

## 一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）5号		
工事名	①（街路－11）配水管布設替工事 ②歩道改良工事（市道百石国母線） ③下水道改良工事（公共R4－1）		
工事場所	甲府市相生一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	①配水管布設替工事 DIP. GX $\phi$ 250            L = 108.5 m DIP. GX $\phi$ 100            L = 114.0 m DIP. GX $\phi$ 75              L = 5.0 m 仕切弁. GX $\phi$ 250            5基 仕切弁. GX $\phi$ 100            2基 仕切弁. GX $\phi$ 75              1基 不断水簡易仕切弁 $\phi$ 250      1基 消火栓 $\phi$ 75            1基、臨給工            1式 既設管撤去工            1式 ②歩道改良工事 施工延長                    L = 121.84 m 街渠側溝工                L = 206 m 自由勾配溝工              L = 3 m 街渠柵工                    N = 9基 集水柵工                    N = 1基 縁石工                      L = 212 m 境界工                      L = 150 m 車道舗装工                A = 110 m <sup>2</sup>

			歩道舗装工 A = 373 m <sup>2</sup> 防護柵設置工 1式 区画線工 1式 視覚障がい者誘導標設置工 1式 仮設工 1式 ③下水道改良工事 人孔鉄蓋調整取替工 (φ700) 7箇所 雨水ます取付管取替工 (φ200) 3箇所 雨水ます取付管取替工 (φ150) 5箇所 付帯工 1式
	2	工期	令和5年2月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	90,706,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等又は配水管布設替 工事等と道路工事等との合併工事。 ただし、1件の工事請負額が、 4,500万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は 求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和4年6月7日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和4年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月7日

	4	申請書受付締切日	令和4年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年6月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年6月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年6月23日
	10	入札日時	令和4年7月1日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和4年7月6日
	12	開札日時	令和4年7月12日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和4年7月13日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年6月28日 午後5時まで
	2	回答	令和4年6月29日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和4年7月8日まで
	2	回答	令和4年7月11日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和4年7月11日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付  ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
	部分払	請求できる。
問い合わせ先	<p>甲府市行政経営部契約管財室契約課  〒400-8585  甲府市丸の内一丁目18番1号  電話055-237-5124</p>	

甲府市上下水道局告示第30号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和4年6月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110017号		
工事名	(災対-2) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市千塚一丁目地内（市立千塚小学校の東）		
工事概要	1	工事内容	D I P . G X φ 1 5 0            L = 2 7 9 . 0 m D I P . G X φ 1 0 0            L = 1 3 . 5 m D I P . G X φ 7 5              L = 1 3 . 5 m 不断水簡易仕切弁 φ 2 0 0            1 基 仕切弁 . G X φ 1 5 0            4 基 仕切弁 . G X φ 1 0 0            2 基 仕切弁 . G X φ 7 5              2 基 消火栓 φ 7 5    1 基、 空気弁 φ 2 0    1 基
	2	工期	令和5年1月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	48,037,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB

	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、2,400万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年6月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月7日
	4	申請書受付締切日	令和4年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年6月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年6月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年6月23日
	10	入札日時	令和4年7月1日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	令和4年7月6日
	12	開札日時	令和4年7月12日 午前9時10分
	13	落札者決定日	令和4年7月13日

提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年6月28日 午後5時まで
	2	回答	令和4年6月29日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和4年7月8日まで
	2	回答	令和4年7月11日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和4年7月11日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第31号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和4年6月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 130016号		
工事名	下水道改良工事(地震対策R4-1)		
工事場所	甲府市中町地内ほか		
工事概要	1	工事内容	マンホール浮上抑制工 31箇所 付帯工 1式
	2	工期	令和5年2月9日まで
	3	予定価格 (税込み)	44,242,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 2,200万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は 求めません。)

総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年6月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月7日
	4	申請書受付締切日	令和4年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年6月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年6月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年6月23日
	10	入札日時	令和4年7月1日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表日	令和4年7月6日
	12	開札日時	令和4年7月12日 午前9時20分
	13	落札者決定日	令和4年7月13日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年6月28日 午後5時まで
	2	回答	令和4年6月29日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和4年7月8日まで
	2	回答	令和4年7月11日

価格以外の評価を修正した場合	公表	令和4年7月11日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第32号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 130017号		
工事名	マンホールトイレ設置工事 (R4-3)		
工事場所	甲府市中央三丁目地内		
工事概要	1	工事内容	管きょ工 (PRP $\phi$ 450mm) L = 13.2m 管きょ工 (PRP $\phi$ 200mm) L = 3.0m 管きょ工 (PRP $\phi$ 150mm) L = 13.6m 組立マンホール工 (貯留弁付 $\phi$ 900mm) N = 1箇所 組立マンホール工 (1号 $\phi$ 900mm) N = 1箇所 小型マンホール工 (点検口 $\phi$ 300mm) N = 1箇所 小型マンホール工 (点検口 $\phi$ 200mm) N = 6箇所 さく井工 1式、付帯工 1式
	2	工期	令和5年1月20日まで
	3	予定価格 (税込み)	16,049,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等。 ただし、1件の工事請負額が、

			800万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年6月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月7日
	4	申請書受付締切日	令和4年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年6月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年6月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年6月23日
	10	入札及び開札日時	令和4年7月1日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年6月28日 午後5時まで
	2	回答	令和4年6月29日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付  ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	<p>甲府市行政経営部契約管財室契約課  〒400-8585  甲府市丸の内一丁目18番1号  電話055-237-5124</p>	

甲府市上下水道局告示第33号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（舗装）2号			
工事名	①（路4-12）路面復旧工事 ②市道舗装工事（R4-2）			
工事場所	甲府市相生一・三丁目地内			
工事概要	1	工事内容	①路面復旧工事 施工延長 $L = 354\text{ m}$ 幅員 $W = 2.8\text{ m} \sim 7.1\text{ m}$ 表層工（再生密粒度ASC $t = 5\text{ cm}$ ） $A = 1,440\text{ m}^2$ 表層工（密粒度ASC改質II型 $t = 5\text{ cm}$ ） $A = 51\text{ m}^2$ 基層工（再生粗粒度ASC $t = 5\text{ cm}$ ） $A = 51\text{ m}^2$ 上層路盤工（粒調碎石M-30 $t = 30\text{ cm}$ ） $A = 14\text{ m}^2$ 下層路盤工（再生碎石RC-40 $t = 35\text{ cm}$ ） $A = 4\text{ m}^2$ 不陸整正工 $A = 1,491\text{ m}^2$ 区画線工 一式、付帯工 一式 ②市道舗装工事 施工延長 $L = 30.0\text{ m}$ 舗装工 $A = 112\text{ m}^2$ 区画線工 1式	
	2	工期	令和4年10月31日まで	
	3	予定価格 （税込み）	12,672,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	

入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 ただし、1件の工事請負額が、600万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年6月7日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月7日
	4	申請書受付締切日	令和4年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月7日
	7	設計図書配付締切日	令和4年6月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年6月7日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年6月23日
	10	入札及び開札日時	令和4年7月1日 午前10時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年6月28日 午後5時まで
	2	回答	令和4年6月29日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第34号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月15日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

1 入札対象業務

- |            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| (1) 入札番号   | 建設コー330016号                     |
| (2) 業務名称   | 甲府市浄化センター第1～第3系列最終沈殿池耐震診断調査業務委託 |
| (3) 業務内容   | 仕様書による                          |
| (4) 履行期間   | 仕様書による                          |
| (5) 履行場所   | 仕様書による                          |
| (6) 予定価格   | 公表しない                           |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                            |

2 入札参加資格

甲府市・甲府市上下水道局における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 入札参加資格の認定において業種が「建設コンサルタントー下水道部門」で登録されている者であること。
- (2) 仕様書に定める技術者を適正に配置できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に国及び地方公共団体から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 税の滞納がない者であること。（所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。）

- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和4年6月15日(水)～令和4年6月23日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
  - (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係  
甲府市下石田二丁目23番1号  
電話 055-228-3436
  - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報 入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
  - (4) 申請書等の受付期間及び場所
    - ア 期間 令和4年6月15日(水)～令和4年6月23日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
    - イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係  
甲府市下石田二丁目23番1号  
電話 055-228-3436  
※ 郵送は不可
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和4年7月15日(金) 午前10時
  - (2) 場所 甲府市上下水道局本庁舎3階大会議室  
甲府市下石田二丁目23番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：納付（契約金額の10／100）

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社・公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

なお、契約者に代わって自ら当該業務の完成を保証する資格及び能力を有する契約保証人を立てること。

(4) 説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第35号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和4年6月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

指定番号	第461号
指定業者名	株式会社 N-Vision
所在地	広島県広島市中区鶴見町8-57
代表者	中村 信 幸

甲府市上下水道局告示第36号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和4年6月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

指 定 番 号	第462号
指 定 業 者 名	株式会社 レンサエンジニアリング
所 在 地	山梨県甲府市朝氣二丁目2-14
代 表 者	武 井 堅 二

甲府市上下水道局告示第37号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年6月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110022号		
工事名	(災対-101) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市中心経寺町地内 (中畑橋の北東)		
工事概要	1	工事内容	DIP.GXφ100 L=326.0m DIP.GXφ75 L=4.0m 不断水簡易仕切弁φ100 1基 割T字管φ100×φ100 1基 仕切弁GXφ100 5基 仕切弁GXφ75 1基 消火栓φ75 1基
	2	工期	令和4年12月19日まで
	3	予定価格 (税込み)	27,665,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 1,300万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績)

			は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年6月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年7月1日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年7月1日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年7月7日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年7月8日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年6月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年7月8日
	10	入札及び開札日時	令和4年7月19日 午前10時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年7月13日 午後5時まで
	2	回答	令和4年7月14日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第38号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和4年6月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 130021号		
工事名	下水道改良工事 (スR3-1)		
工事場所	甲府市丸の内一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	管きよ更生工 1式 ・路線延長 (既設管径φ250～φ500) L = 529m ・更生延長 (既設管径φ250～φ500) L = 514m 付帯工 1式
	2	工期	令和5年1月27日まで
	3	予定価格 (税込み)	85,723,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	管更生工事において実績がある者又は下水道管工事で1件の工事請負額が5,000万円以上の実績がある者に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合の

			ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年6月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年7月1日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年7月1日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年7月7日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年7月8日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年6月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年7月8日
	10	入札日時	令和4年7月19日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和4年7月22日
	12	開札日時	令和4年7月28日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和4年7月29日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する	1	質問	令和4年7月13日 午後5時まで

説明	2	回答	令和4年7月14日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和4年7月26日まで
	2	回答	令和4年7月27日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和4年7月27日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる。
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
		部分払	請求できる。
問い合わせ先		甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第39号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和4年6月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 130022号		
工事名	下水道改良工事 (スR4-3)		
工事場所	甲府市湯田一丁目地内ほか		
工事概要	1	工事内容	管きよ更生工 1式 ・路線延長 (既設管径φ250～φ500) L = 458m ・更生延長 (既設管径φ250～φ500) L = 448m 付帯工 1式
	2	工期	令和5年1月27日まで
	3	予定価格 (税込み)	61,248,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	管更生工事において実績がある者又は下水道管工事で1件の工事請負額が5,000万円以上の実績がある者に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年6月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年7月1日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年7月1日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年7月7日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年7月8日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年6月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年7月8日
	10	入札日時	令和4年7月19日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	令和4年7月22日
	12	開札日時	令和4年7月28日 午前9時10分
	13	落札者決定日	令和4年7月29日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年7月13日 午後5時まで
	2	回答	令和4年7月14日

価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和4年7月26日まで
	2	回答	令和4年7月27日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和4年7月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。	
	部分払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第40号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和4年6月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(電気) 110025号		
工事名	(そ-2) 昭和浄水場取水制御盤ほか浸水対策工事		
工事場所	昭和町西条1413 (昭和浄水場) 外1箇所		
工事概要	1	工事内容	浸水対策工事 1) 取水井4号制御盤 2) 取水井10号制御盤 3) 緊急遮断弁操作盤 4) 北方系沈砂池流入流量計変換器盤 5) 国母方面配水流量計変換器盤 6) 自家発電設備 7) 北方系・直送B系沈砂池流入電動弁 8) 南方系沈砂池流入電動弁
	2	工期	令和5年3月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	53,471,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、2,600万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実

			績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年6月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年7月1日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年7月1日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年7月7日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年7月8日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年6月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年7月8日
	10	入札日時	令和4年7月19日 午前9時30分
	11	価格以外の評価点公表日	令和4年7月22日
	12	開札日時	令和4年7月28日 午前9時30分
	13	落札者決定日	令和4年7月29日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況

入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年7月13日 午後5時まで
	2	回答	令和4年7月14日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和4年7月26日まで
	2	回答	令和4年7月27日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和4年7月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。	
	部分払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第41号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和4年6月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(水道施設) 110028号		
工事名	(そ-3) 平瀬浄水場第3系列急速ろ過池更生工事		
工事場所	平瀬町437-3 (平瀬浄水場)		
工事概要	1	工事内容	急速ろ過池更生工事 (44.2 m <sup>2</sup> /池) 8池 ろ過池防水塗装工事 8池 排水渠堆積砂撤去及び清掃 1池 回転表洗管整備 17基
	2	工期	令和5年5月29日まで
	3	予定価格 (税込み)	98,065,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	本店指定なし
	2	競争入札参加資格	水道施設 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値(P) 700点以上 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	浄水場における、急速ろ過池の更生工 事(処理水量100,000 m <sup>3</sup> /日以上)。ただし、1件の工事請負額が、 4,900万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の

			ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年6月22日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年7月1日
	3	申請書受付開始日	令和4年6月22日
	4	申請書受付締切日	令和4年7月1日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年7月7日
	6	設計図書配付開始日	令和4年6月22日
	7	設計図書配付締切日	令和4年7月8日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年6月22日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年7月8日
	10	入札日時	令和4年7月19日 午前10時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和4年7月22日
	12	開札日時	令和4年7月28日 午前10時00分
	13	落札者決定日	令和4年7月29日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する	1	質問	令和4年7月13日 午後5時まで

説明	2	回答	令和4年7月14日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和4年7月26日まで
	2	回答	令和4年7月27日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和4年7月27日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる。
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
		部分払	請求できる。
問い合わせ先		甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

---

# 任免辞令

---

(市長事務部局)

市立甲府病院 看護部  
退職を承認する

主任 中丸 紗季

以 上 発 令 日 令和4年 6月 1日

甲府市監査委員  
退職を承認する

長沢 達也

以 上 発 令 日 令和 4年 6月20日

甲府市監査委員に選任する

小澤 浩

以 上 発 令 日 令和 4年 6月21日

甲府市副市長  
退職を承認する

上村 昇

以 上 発 令 日 令和4年 6月30日

甲府市固定資産評価委員  
退職を承認する

渡邊 直樹

以 上 発 令 日 令和4年 6月30日

市立甲府病院 診療部  
市立甲府病院 診療部  
市立甲府病院 診療部  
市立甲府病院 看護部  
市立甲府病院 看護部  
(各通)

医長 鈴木 和博  
医師 安村 智生  
医師 深澤 恵莉  
主任 大村 賀子  
主任 土屋 美穂

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和4年 6月30日